



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
6月22日  
号外(1)  
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 選挙管理委員会告示

※公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設の一部改正 ..... 2

滋賀県知事の任期満了に伴う選挙の期日 ..... 3

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙長および同職務代理者の選任 ..... 3

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙会の日時および場所 ..... 3

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式 ..... 4

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 ..... 5

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時および場所 ..... 5

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における政見放送を行わない候補者の経歴放送の順位 ..... 5

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所 ..... 6

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における公職選挙法による選挙運動に関する支出金額の制限額 ..... 6

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて ..... 6

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙長印 ..... 6

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ..... 6

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長および同職務代理者の選任 ..... 7

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長および同職務代理者の選任 ..... 7

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙会の日時および場所 ..... 7

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会の日時および場所 ..... 7

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式 ..... 7

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式 ..... 9

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 ..... 11

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時および場所 ..... 11

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における政見放送を行わない候補者の経歴放送の順位 ..... 11

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所 ..... 12

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所 ..... 12

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称および略称ならびに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 12

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額..... 12

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 12

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 12

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長印..... 13

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長印..... 13

滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生..... 13

滋賀県議会議員湖南市選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生..... 13

令和4年7月10日執行予定の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について..... 13

令和4年7月10日執行予定の滋賀県議会議員湖南市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について..... 13

○ 滋賀県知事選挙選挙長告示

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所..... 14

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において選挙長が立候補の届出を受け付ける順位..... 14

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 14

○ 参議院選挙区選出議員選挙滋賀県選挙区選挙長告示

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長の事務を取り扱う場所..... 14

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において選挙長が立候補の届出を受け付ける順位..... 14

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において滋賀県選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 15

○ 参議院比例代表選出議員選挙滋賀県選挙分会長告示

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長の事務を取り扱う場所..... 15

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において滋賀県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 15

選挙管理委員会告示

滋選委告示第66号

平成7年滋選委告示第15号(公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設)の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

表中

市営住宅坂本第四団地集会所	同	坂本六丁目21番	を
市営住宅坂本第四団地集会所	同	坂本六丁目21番	に、
小野コミュニティセンター	同	湖青一丁目1番2号	
仰木コミュニティセンター	同	仰木四丁目15番11号	
滋賀コミュニティセンター	同	南志賀一丁目8番32号	
藤尾コミュニティセンター	同	横木二丁目4番1号	
富士見コミュニティセンター	同	園山二丁目15番33号	
晴嵐コミュニティセンター	同	北大路一丁目9番5号	
小野コミュニティセンター分館	同	湖青一丁目1番5号	」

彦根市中老人福祉センター ひこね燦ばれす	同 同	開出今町1361番地 小泉町648番地3	を
彦根市中老人福祉センター	同	開出今町1361番地	に、
コミュニティセンター大宝西 水口社会福祉センター 水口東部コミュニティセンター	同 甲賀市 同	霊仙寺四丁目2番63号 水口町水口5609番地 水口町神明3番12号	を
コミュニティセンター大宝西 水口東部コミュニティセンター	同 甲賀市	霊仙寺四丁目2番63号 水口町神明3番12号	に、
清和会館 森林文化ホール	同 同	土山町北土山2747番地1 土山町北土山2342番地2	を
清和会館	同	土山町北土山2747番地1	に、
甲賀市朝宮コミュニティセンター 信楽伝統産業会館	同 同	信楽町上朝宮467番地 信楽町長野1203番地	を
甲賀市朝宮コミュニティセンター	同	信楽町上朝宮467番地	に、
東近江市世界凧博物館八日市大凧会館	同	八日市東本町3番5号	を
東近江市世界凧博物館東近江大凧会館	同	八日市東本町3番5号	に、
米原市米原地域福祉センターゆめホール 米原市醒井水の宿駅	同 同	三吉570番地 醒井688番地10	を
米原市米原地域福祉センターゆめホール	同	三吉570番地	に

改める。

-----  
**滋選委告示第67号**

滋賀県知事の任期満了に伴う選挙は、次の期日に行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

選挙の期日 令和4年7月10日

-----  
**滋選委告示第68号**

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

選挙長

滋賀県大津市富士見台8番20-607号 柴田智恵美

選挙長職務代理者

滋賀県大津市青山八丁目10番2号 馬場康宏

-----  
**滋選委告示第69号**

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

日時 令和4年7月13日午前10時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

-----

滋選委告示第70号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

投票用紙

表

折  
目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	<div style="font-size: 48px; opacity: 0.5; position: absolute; top: 0; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); pointer-events: none;">知</div> <p style="font-size: 24px; margin: 0;"><b>令和四年執行 滋賀県知事選挙投票</b></p> <p style="font-size: 12px; margin: 5px 0;">(注 意)</p> <p style="font-size: 10px; margin: 0;">一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60px; text-align: center;">         滋 賀 県 選 挙 管 理 委 員 会 印       </div>
-------------------	--

- 備考1 投票用紙の色は、あさぎ色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

折  
目

裏

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-top: 5px;"></div>	<p>知</p> <p>(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>点字投票</p> <p>令和四年執行 滋賀県知事選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p> </div>
--	---	---

- 備考1 投票用紙の色は、あさぎ色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「ちじ」と表示する。

滋選委告示第71号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3および第5号のポスターを掲示することができる日は、令和4年6月22日からとする。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋選委告示第72号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により行う各候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

日時 令和4年6月22日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第73号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条の規定による政見放送を行わない候補者の経歴放送または経歴の紹介の放送順位は、政見放送を行う候補者の後順位とし、政見放送を行わない候補者が2人以上あるときはくじで定める。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋選委告示第74号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

日時 令和4年6月23日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第75号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

制限額 32,287,400円

滋選委告示第76号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋選委告示第77号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙長印を次のとおり定める。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正



24ミリメートル平方

滋選委告示第78号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年6月21日現在において次のとおりである。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

50分の1の数	23,107
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	244,417
大津市選挙区の3分の1の数	95,159

彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	36,449
長浜市選挙区の3分の1の数	31,528
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,594
草津市選挙区の3分の1の数	36,949
守山市選挙区の3分の1の数	22,604
栗東市選挙区の3分の1の数	18,649
甲賀市選挙区の3分の1の数	24,130
野洲市選挙区の3分の1の数	13,856
湖南市選挙区の3分の1の数	14,471
高島市選挙区の3分の1の数	13,426
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	41,713
米原市選挙区の3分の1の数	10,588

**滋選委告示第79号**

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

選挙長

滋賀県大津市松本二丁目12番27号 世古正

選挙長職務代理者

滋賀県大津市におの浜二丁目2番6-1005号コスモ大津 萩原良智

**滋選委告示第80号**

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

選挙分会長

滋賀県大津市松本二丁目12番27号 世古正

選挙分会長職務代理者

滋賀県大津市におの浜二丁目2番6-1005号コスモ大津 萩原良智

**滋選委告示第81号**

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

日時 令和4年7月13日午前11時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

**滋選委告示第82号**

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会は、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

日時 令和4年7月13日午後1時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

**滋選委告示第83号**

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

投票用紙

表

折  
目

裏

こうほしやしめい <b>候補者氏名</b>	<div style="text-align: center;"> <p>第二十六回通常選挙</p> <p>参議院(選挙区)議員選挙投票</p> <p>滋賀県選挙管理委員会印</p> </div> <div style="font-size: small; text-align: center;"> <p>注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div>
--------------------------	--

- 備考1 投票用紙の色は、クリーム色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。



点字投票用紙

表

折  
目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	<p>点字投票</p> <p>第二十六回通常選挙</p> <p>参議院 選挙区 議員選挙投票</p> <p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p>

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考1 投票用紙の色は、クリーム色とする。

2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。

3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「さん せんきょく」と表示する。

滋選委告示第84号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

投票用紙  
表

折  
目

裏

第二十六回通常選挙  
参议院(比例代表)議員選挙投票  
出

○注意  
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。  
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称  
又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

又 他 の 団 体 の 名 称 若 し く は 其 の 他 の 名 称 若 し く は 略 称	
--	--

滋賀県  
選挙管理  
委員会印

- 備考 1 投票用紙の色は、白色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、赤色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、赤色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

折目

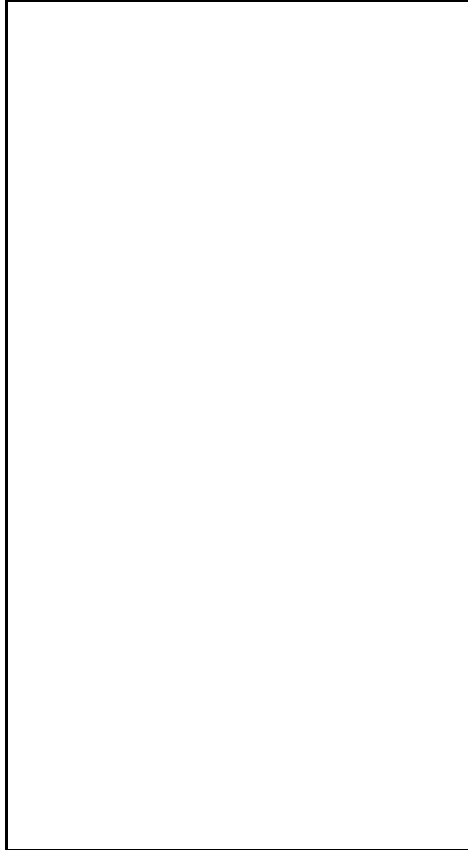
裏

点字投票 第二十六回通常選挙  
参議院(比例代表)議員選挙投票

○注意  
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。  
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くことまでできること。

候補者氏名又は  
は政党その他の  
の政治団体の  
名称若しくは  
略称

滋賀県  
選挙管理  
委員会印



- 備考 1 投票用紙の色は、白色とする。  
2 滋賀県選挙管理委員会印は、赤色のインクで刷込みとする。  
3 投票用紙は、赤色のインクで印刷する。  
4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「さん ひれい」と表示する。

滋選委告示第85号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3および第5号のポスターを掲示することができる日は、令和4年6月22日からとする。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋選委告示第86号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定により行う各候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

日時 令和4年6月22日午後6時30分  
場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第87号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条の規定による政見放送を行わない候補者の経歴放送または経歴の紹介の放送順位は、政見放送を行う候補者の後順位とし、

政見放送を行わない候補者が2人以上あるときはくじで定める。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

#### 滋選委告示第88号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

日時 令和4年6月24日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

#### 滋選委告示第89号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

日時 令和4年6月24日午後6時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

#### 滋選委告示第90号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の規定により行う名簿届出政党等の名称および略称ならびに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

日時 令和4年6月22日午後7時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

#### 滋選委告示第91号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

制限額 38,719,300円

#### 滋選委告示第92号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

#### 滋選委告示第93号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、赤色のインクで刷込みとする。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋選委告示第94号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長印を次のとおり定める。  
令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正



23ミリメートル平方

滋選委告示第95号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長印を次のとおり定める。  
令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正



23ミリメートル平方

滋選委告示第96号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋選委告示第97号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、滋賀県議会議員湖南市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋選委告示第98号

令和4年7月10日執行予定の滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

基準日

令和4年6月30日

滋選委告示第99号

令和4年7月10日執行予定の滋賀県議会議員湖南市選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和4年6月22日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

基準日

令和4年6月30日

滋 賀 県 知 事 選 挙 選 挙 長 告 示

滋 知 選 告 示 第 1 号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和4年6月22日

滋賀県知事選挙選挙長 柴 田 智 恵 美

令和4年6月22日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会議員室および滋賀県議会第二委員会室

令和4年6月23日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

滋 知 選 告 示 第 2 号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和4年6月22日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和4年6月22日

滋賀県知事選挙選挙長 柴 田 智 恵 美

滋 知 選 告 示 第 3 号

令和4年7月10日執行の滋賀県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

滋賀県知事選挙選挙長 柴 田 智 恵 美

日時 令和4年7月7日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

参 議 院 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 滋 賀 県 選 挙 区 選 挙 長 告 示

参 選 選 滋 告 示 第 1 号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和4年6月22日

参議院選挙区選出議員選挙

滋賀県選挙区選挙長 世 古 正

令和4年6月22日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会議員室および滋賀県議会第一委員会室

令和4年6月23日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

参 選 選 滋 告 示 第 2 号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和4年6月22日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和4年6月22日

参議院選挙区選出議員選挙

滋賀県選挙区選挙長 世 古 正

**參選滋告示第3号**

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

参議院選挙区選出議員選挙

滋賀県選挙区選挙長 世 古 正

日時 令和4年7月7日午後6時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

**参議院比例代表選出議員選挙滋賀県選挙分会長告示****参比選滋告示第1号**

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和4年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙

滋賀県選挙分会長 世 古 正

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

**参比選滋告示第2号**

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県選挙分会会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙

滋賀県選挙分会長 世 古 正

日時 令和4年7月7日午後7時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

